

Q39 知的障害をもった人が被害を受けた場合に、その証言能力を裁判上認めさせるためにどのような点に留意したらよいでしょうか。

裁判所自体が知的障害者の供述について、十分な知識を持っていないため、供述を評価する際に、見当違いの誤りを犯すことがあります。従って、証言能力を裁判上認めさせるためには、次のような点に留意する必要があります。

供述獲得経緯の自然性

知的障害者と加害者との間に特別な利害関係がないことやこれまで対立関係になかったことなど、虚偽の供述をさせる必要がないこと、また、供述を獲得した経過（事件についての最初の供述が何時、誰に、どのような機会に話されたものか）も自然であることを立証することが必要です。

供述形成過程

供述がどのようにして得られたのか、供述が形成される過程をビデオテープ、録音テープなどで証拠化することが必要です。特に知的障害者の場合、誘導によるものだと批判を受ける可能性や教え込みによる供述であるなどの批判がされることがあるので、これらの批判を回避するためにも、供述が得られた過程を証拠化することは重要です。その際、留意すべきことは、質問者と被害者との間の信頼関係です。質問者と被害者の間に信頼関係が形成されていないときには、警戒したり、質問の意図が伝わらないなどの問題が発生します。そして、質問の際には、本人の障害や、供述特性を理解した適切な質問を行うことが必要です。当たり前のことですが、視力障害との重複障害のある人に視覚情報を問いかけては答えられません。知的障害者の中には、その障害から自ら筋立てて経過を語れない人もいますが、そのような人の場合には「はい」「いいえ」で答えられる質問を中心にして聞くべきで、「どうなったの」とか「どうしたの」などという質問は適切ではありません。

このようにして得られた供述が、適切な質問に対する適切な応答であることを立証する必要があります。

供述評価

最後に、得られた供述が、その他の客観的証拠との関係で矛盾無く、むしろ、客観的証拠に適合すること、供述の変遷過程の分析により、供述の核となる部分が一貫していることを明らかにすることが必要です。

参考文献

* 知的障害者の訴訟手続き上の権利保障に関する研究会

「裁判における知的障害者の供述（研究報告）～知的障害者の声を司法に届けるために」

* 吉田睦子

「ハンディキャップを持つ子供の権利」（「教育判例ガイド」205頁以下）有斐閣